

主な論点に関する検討資料 (第 3 回検討会用)

※ 本資料は、『「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について』の中で取り上げられている論点について検討するための資料として、各論点ごとに i) 現行制度、ii) 問題の所在、iii) 今後検討を要する論点及び検討の方向性（たたき台）を整理したものである。

○ 論点の検討スケジュール（予定）

主な論点	予定回
1 不服申立適格	第 4 回
2 申立ての種類及び審理の基本構造	第 2 回
3 審理手続	第 3 回
4 申立期間及び審理期間	第 4 回
5 処分に関する新たな救済態様	第 5 回・6 回
6 処分以外のものに対する不服申立て	第 7 回・8 回
7 その他	第 4 回
8 各論点を通じて地方公共団体における取扱いに係るもの	第 9 回

目 次

2 申立ての種類及び審理の基本構造

(6) 第三者性の確保	1
-------------	---

3 審理手続

(1) 審理の原則	7
(2) 審理権限と審理担当官	10
(3) 不服申立人の手続的権利	16
(4) 事前・事後の手続を統一的に把握する視点	25
(5) 裁決・決定	27

(6) 第三者性の確保

ア 現行制度

法律（又は条例）に審査請求をすることができる旨の定めがあるときは、上級行政庁ではない第三者機関に対する審査請求が認められる（行審法第5条第1項第2号）。

また、法令の定めるところにより、第三者機関への諮問が義務付けられているものがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条等）。

「(参考) 行政不服審査に係る第三者機関の例」参照。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

(7) 現在、申立件数の多い分野や専門的判断を要する分野などにおいて、個別に第三者機関が関与する仕組みが採られている。これらの個別の機関の在り方については更に検討の必要がある。（行審研報告書 p. 8）

(イ) 現在、第三者機関が関与していない行政分野について、情報公開・個人情報保護審査会のような仕組みを設け、各行政機関からの諮問を受ける形としてそこで分野横断的に処理を行うことが一つの選択肢ではないか。（行審研報告書 p. 9）

(ウ) 第三者機関には、学識経験者、専門家等の参加も可能とするような参与制度などの活用も視野に入れるべき。（行審研報告書 p. 9）

(エ) 第三者機関の審理にかからしめることが適当なものとしては、①当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、②審理担当者が踏み込むことには一定の限界があると考えられるものなど、特に慎重な手続を要する処分に限定することが適当と考えられる。（行審研報告書 p. 9）

(オ) 現在は、第三者機関での審理に値しないようなものまで諮問等が行われ、重要な案件の審理ができない状態にあるので、諮問等する案件については一定程度絞るべきではないかとの意見が聞かれた（行政不服審査制度研究会における磯部力立教大学教授へのヒアリング結果）。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点 2-6-① ㊸】

現存する個別の第三者機関の在り方については更に検討する必要はないか。

【検討の方向性】

現行の第三者機関の在り方の検討については、検討会における行審制度本体の検

討作業と同時に行うのではなく、制度見直しの趣旨を踏まえ、所管省庁が中心となって検討することとしてはどうか。

【論点 2-6-② ㊸】

分野横断的第三者機関は、裁決機関とするか、諮問機関とするか。
分野横断的第三者機関を裁決機関とした場合、分担管理原則と抵触しないか。

【検討の方向性】

分担管理原則に抵触するおそれがあることから諮問機関としてはどうか。

【論点 2-6-③ ㊸】

分野横断的第三者機関は新たに設置すべきか、既存組織の統合等により可能か。
分野横断的第三者機関の処理能力をどのように確保するか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関を設ける際は、既存組織の統廃合等、行政の簡素効率化の要請と矛盾しないよう調整すべきではないか。

分野横断的第三者機関の処理能力については限界があることから、付議する案件を絞ることで処理能力を確保してはどうか（論点 2-6-⑧参照）。

【論点 2-6-④ ㊸】

分野横断的第三者機関の処理能力を補完するために、当該分野の専門家等からなる参与制度を設けてはどうか。

事案によっては、特定分野の専門家が分野横断的第三者機関の委員として参加すべきものがあるのではないか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関が必要と認めるときは、当該案件に精通した学識経験者、専門家等を、参与として関与することを特例として認めてはどうか。あるいは、合議制である分野横断的第三者機関の委員として関与することを特例として認めてはどうか。

【論点 2-6-⑤ ㊸】

分野横断的第三者機関について通達審査権など処分庁に拘束されない手立てを明記すべきか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関は、その設置根拠法令において、処分庁から独立した機関であることが規定されると考えられ、法令解釈に関する行政庁の通達に当然拘束されないものと解されることから、明記する必要はないのではないか。

【論点 2-6-⑥ ㊸】

分野横断的第三者機関での審理において、申立人のアクセス等に問題は生じないか。これを担保する仕組みは必要か。

【検討の方向性】

情報公開・個人情報保護審査会設置法第 12 条を参考に、分野横断的第三者機関が必要と認めるときは、その指名する委員が出張して口頭審理等を行うことができる仕組みを設けてはどうか。

(参照条文)

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【論点 2-6-⑦ ㊸】

二段階審理を認めるケースについての分野横断的第三者機関への諮問はどのようにするのか。

【検討の方向性】

二段階審理を認めるケースについて、分野横断的第三者機関へ諮問するものは考え難いのではないか。

なお、二段階審理とする合理的理由があるものに、審理のいずれかの段階で個別の第三者機関が関与するものが該当するかという論点については、論点 2-4-①参照。

【論点 2-6-⑧ ㉔】

分野横断的第三者機関に付議する案件をどう絞り込むか。

(㉗)処分の性質で分ける考え方、㉘)機関側で判断する考え方(審理担当者が職権で分野横断的第三者機関へ上げるかどうか判断する、あるいは、分野横断的第三者機関の方が受けるかどうかを判断するなど)等)

【検討の方向性】

(7) 処分の性質という面から、当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、具体的には、聴聞相当処分(行政手続法第13条第2項の規定に該当する場合を含む。)及び申請拒否処分については、義務的に分野横断的第三者機関へ諮問することとしてはどうか。

ただし、申請拒否処分については、後記(イ)の場合に限るなど更に案件を絞る必要はないか。

(イ) 上記(7)以外でも、審査請求と異議申立ての二元主義を、第一次判断と審理裁決との距離の確保に配慮しつつ一元化するという今回の基本方針に照らし、処分庁に上級行政庁がなく、自ら裁決庁となる場合(主として大臣による処分の場合)で、通達の法令適合性や取扱いの変更が問題となる事件その他行政運営上の重要な事項を含むものと認められる事件(民事訴訟法第318条第1項、第337条第2項参照)については、審理担当者は、分野横断的第三者機関へ諮問することとするとしてはどうか。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(上告受理の申立て)

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例(これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2～5 略

(許可抗告)

第三百三十七条 略

2 前項の高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例(これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、決定で、抗告を許可しなければならない。

【論点2-6-9 ㊟】

諮問機関と処分庁の一方当事者としての参加とは、マッチするか。

裁決権者の指名する審理担当者による審理と対審的構造による審理との関係をどのように理解するのか。

分野横断的第三者機関における処分庁の参加を認める場合には、代理人による参加、書面による参加などを許容する必要はないか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関における審理手続については、不服申立ての審理手続（「3審理手続」）の内容が定まった上で検討することとしてはどうか。

(参考)

行政不服審査に係る第三者機関の例

○ 国における裁決機関の例

国税不服審判所 国税に係る審査請求につき裁決

人 事 院 国家公務員法に係る不服申立てにつき決定・裁決

中央更生保護会 犯罪者予防更正法に基づき地方更生保護委員会がした処分に対する
審査請求につき裁決

労働保険審査官 労災保険及び雇用保険に係る審査請求につき裁決

労働保険審査会 労災保険及び雇用保険に係る再審査請求につき裁決

社会保険審査官 健康保険法等に係る審査請求につき裁決

社会保険審査会 健康保険法等に係る再審査請求につき裁決

公害健康被害
補償不服審査会 公害健康被害の補償に関する法律に係る審査請求につき裁決

○ 国における諮問機関の例

情報公開・
個人情報保護
審査会 情報公開法に基づく開示決定、行政機関等個人情報保護法に基づく開
示決定等に対する不服申立てにつき、諮問に応じ調査審議

恩給審査会 恩給法に基づく処分に対する審査請求につき、諮問に応じ調査審議

関税等
不服審査会 関税の確定又は徴収に関する処分等に対する審査請求につき、諮問
に応じ調査審議

援護審査会 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく処分に対する異議申立てに
つき、諮問に応じ調査審議

電波監理審議会 電波法等に基づく総務大臣の処分に対する異議申立てにつき、付議
に応じ調査審議

3 審理手続

(1) 審理の原則

ア 現行制度

- (ア) 行審法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開く」ものとされており(行審法第1条第1項)、適法・違法のみならず、**当・不当も審理できる**。
- (イ) 審理は、審査請求人等の申立てがあったときは、申立人に口頭意見陳述の機会を与えなければならないが、書面によることを原則とする**書面審理中心主義**が採用されている(行審法第25条第1項、第48条、第56条)。
- (ウ) 審査庁は、職権で、**適当と認める者に参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること(行審法第27条)、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くこと(同法第28条)、必要な場所につき検証をすること(同法第29条)、審査請求人又は参加人を審尋すること(同法第30条)**ができるといった審理の進め方について**職権主義の色彩の濃い規定**が置かれている。

イ 問題の所在(指摘されている事項等)

以下の望ましい審理の在り方を努力義務の形で規定するなどにより、審理においてあるべき原則を担保することが考えられる(行審研報告書 p. 10、11)。

- ㊦ 原処分維持の姿勢を前提とするのではなく、客観的に審理を行うこと(行政機関の自己反省機能の活性化)。
- ㊧ ㊦の実現のため、原処分を行った者と別組織の者が審理に関わることが望ましいこと。
- ㊨ 争点の明確化に努めること。
- ㊩ 不当性も含め審理を行うこと。

ウ 今後検討を要する論点

【論点3-1-① ㊫】

審理においてあるべき原則として、どのような事項が挙げられるか。

【検討の方向性】

上記㊦ないし㊩に加え、以下の事項も審理においてあるべき原則に加えるべきではないか。

- ㊪ 申立人の権利保障を図ること(行審研報告書 p. 10)。
- ㊬ 審理の迅速化に努めること(行審研報告書 p. 3)。
- ㊭ 行政手続法、行審法及び行政事件訴訟法の合理的な役割分担を図ること(行審研報告書 p. 4、p. 10、事後救済調査研究報告書 32、33、42頁)。

【論点 3-1-② ㊸】

審理の原則に関する規定をどうするか。

【検討の方向性】

上記の審理においてあるべき原則を反映した審理手続を具体的に規定できるものは規定し、それが困難なものについては努力義務を規定することにより、審理においてあるべき原則を担保することとしてはどうか。

【論点 3-1-③ ㊸】

(上記の審理においてあるべき原則㊶・㊷に関して) 審理の中立・公平性を確実に担保するための規定をどうするか。

【検討の方向性】

実際に審理担当者を確保できるかについての各府省のヒアリング結果を踏まえて、審理担当者の在り方をどう規定するか(「2(2) 審理の基本構造」整理番号 2-2-②・③)及び審理担当者の指名基準(条件)をどうするか(「3(1) 審理の原則」整理番号 3-2-②)の各論点において、審理担当者の除斥事由規定、処分担当者と審理担当者の分離を定義づけるなど、職能分離に関する規定を設ける方向で検討してはどうか(ジュリスト No. 1315、p65、66 参照)。

【論点 3-1-④ ㊸】

上記の審理においてあるべき原則㊸争点の明確化及び㊹審理の迅速化を確実に担保するための規定をどうするか。

【検討の方向性】

不服申立人の攻撃防御のための権利を十分なものとするためにも、争点整理に関する審理手続の規定を設け(南博方・紛争の行政解決手法 112 頁参照)、争点を明確化するとともに審理の迅速化を図ってはどうか(「3(3) 不服申立人の手続的権利」整理番号 3-3-①及び「4 申立期間及び審理期間」参照)。

【論点 3-1-⑤ ㊸】

(上記の審理においてあるべき原則㊸に関して) 行政不服審査制度のメリットとされている不当性審査を行わせるための方策についてどう規定するか。

処分庁ないし上級行政庁とはいい難く、専門性も有しない「処分担当部署(課室等)と別の部署の担当者」である審理担当者が、理論上、また實際上、原処分の「当、不当」を判断することができるか。

〔案1〕 現行行審法の目的規定（第1条第1項）とは別に、不当性審査を行わせるための努力義務を規定してはどうか。

〔案2〕 不当性審査を行うことを明示した現行行審法の目的規定を維持することとしてはどうか。

※ 審理においてあるべき原則④並びに⑤及び⑥については、以下の論点において検討することとする。

④ 申立人の権利保障を図るための規定

「3（3）不服申立人の手続的権利」において。

⑤ 行政手続法と一貫した手続となるようにするための規定

⑥ 行政事件訴訟法との連続性がある手続となるようにするための規定

「3（4）事前・事後の手続を統一的に把握する視点」において。

(2) 審理権限と審理担当官

ア 現行制度

- (ア) 審理を行う主体は、審査請求については審査庁(行審法第3条第2項前段、第25条ないし第38条参照)、再審査請求については再審査庁(同法54条、56条)、異議申立てについては処分庁(同法第3条第2項後段、第48条参照)である。実際には審査庁、再審査庁又は処分庁の補助機関が審理を実施している。
- (イ) 審査庁は、処分庁に対し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる(同法第22条第1項)。
- (ウ) 審査庁は、不服申立人の申立て又は職権で、参考人の陳述(同法第27条)、物件の提出(同法第28条)、検証(同法第29条)、審尋(同法第30条)をすることができる。

イ 問題の所在(指摘されている事項等)

- (ア) 審理権限の帰属を明確化するとともに、審理を実際に担当する審理担当官に係る規定を設けてはどうか。
審理担当官は、裁決権者がこれを指名してはどうか。
職権探知を許容する規定を明定し、職権探知で得た資料等についても閲覧を認めてはどうか。
審理担当官の権限として、処分庁及び第三者への資料提出要求権を明確に規定するなど審理促進の観点からの規定整備を行う必要もあるのではないか(行審研報告書 p. 11)。
- (イ) 事後救済機関の第三者性を高めるために、事後救済に関する決定権又は第一次決定権を審理主宰者に与えようとする場合には、原処分の決定権者とのバランスにおいて、公務員組織内での相当の地位・経験、特定の知識・資格が求められている。これに対し、審理主宰者の役割を手続の公正中立な運用に限定する場合には、行政手続法における聴聞の主宰者(行政手続法第19条ないし第26条参照)とその権限の在り方は、事後救済にも応用可能である(審理主宰者研報告書 p. 17)。すなわち、審理担当官の資質について、事後救済機関が事後救済の決定権まで持つのであれば、原処分決定権者に対応した地位・経験等が要求されるのに対し、事後救済の決定権は持たず、公正中立な手続の運営に限定されるのであれば、行政手続法第19条の聴聞主宰者の規定が参考になる。
- (ウ) 行政不服審査制度研究会がヒアリングを行ったI政令市では、区長が行う賦課処分の指導を行う本庁課税指導課とは別の税制課が審査請求の審理を行うといったように、区長が行った処分の指揮監督に関与した者が審査請求の審理を行わない仕組みとしている例がみられた。一方、総務省がヒアリングを別途行

ったF政令市では、区長が行う賦課処分の指導を行う本庁の担当課が審査請求の審理も行い、弁明書の内容についても区役所の課税課から相談を受けている例がみられた(第1回検討会資料8「地方公共団体ヒアリング結果」p.4参照)。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点3-2-① ㉔】(関連論点: 2-2-③)

裁決権者(大臣等)の権限と審理担当官の権限をどう整理するか。

例えば、裁決権者が審理担当官の審理を不十分と認めた場合など、両者の関係をどのように調整するか。あるいはまた、執行停止の権限は裁決権者と審理担当官のいずれに帰属させるか(執行停止の原則化(ないし義務的執行停止要件の大幅緩和)の是非)。

【検討の方向性】

(7) 審理に関する権限について、作用法上の権限とは別の手続法上の権限として裁決権者の権限と区別し、行政組織の中における当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立した審理担当官(仮称)に、審理に関する権限を帰属させることとしてはどうか。

裁決権者には、審理担当官の指名及び審理の再開に関する権限を認めてはどうか。

(4) 裁決権者の権限と審理担当官の権限は、行政手続法の聴聞主宰者の規定等を参考にして主に以下のように整理してはどうか。

[裁決権者の権限・責務]

㉗ 審理担当官の指名(行手法第19条参照)

㉘ 審理の再開(行手法第25条)

裁決権者は、聴聞の再開に関する行政手続法第25条の規定と同様に、審理担当官が審理を終結していても、必要があると認めるときは、審理担当官に対し、審理の再開を命ずることができることとしてはどうか。

㉙ 裁決(行審法第40条)

㉚ 裁決権者は、審理担当官が行政組織における指揮・監督から独立して審理権限を行使できるよう配慮しなければならない。

[審理担当官の権限]

㉛ 審理の通知(行手法第15条参照)

㉜ 審理期日の指定(行手法第22条参照)

㉝ 争点・証拠整理手続の運営

㉞ 書面審理の運営(弁明書等の主張書面及び証拠資料の提出命令等、行審法第22条・第23条、第26条参照)

㉟ (口頭審理の申立てがあった場合の)口頭審理の運営(行手法第20条各項、行審法第25条参照)

㊱ 参考人の陳述及び鑑定・物件提出・検証要求に対する決定等(行審法第

27 条ないし第 29 条参照)

- ㊤ 参加人の参加許可 (行手法第 17 条、行審法第 24 条参照)
- ㊦ 当事者の不出頭の場合における審理の終結 (行手法第 23 条参照)
- ㊧ 審理調書の作成・提出 (行手法第 24 条参照)
- ㊨ 裁決案の作成

裁決は、本来的に裁決権者が責任をもって判断すべき事項であるから、裁決案の作成については、審理担当官から提出された審理調書及び報告書に基づいて裁決権者(の補助機関)が行うべきものと考えられるが、審理担当官が裁決案の作成まで行うのが実務上妥当とも考えられることから、裁決案の作成は、審理担当官の権限としてはどうか。

裁決権者は、裁決案を尊重して、あるいは十分に参酌して(行手法第 26 条)、裁決しなければならないとしてはどうか。

なお、審理の迅速性確保の観点から、処分庁を経由して不服申立てを行う場合は、不服申立書の必要的記載事項に不備があるときに補正を命じる権限を処分庁にも認めてはどうか。

- (ウ) 行政組織の中における当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立した審理担当官に原処分権者又は裁決権者と同等の権限(一時停止権)を与えるのは、行政組織法理論と整合しないことから、審理担当官は執行停止の審理に関与するのみとし、執行停止の権限は、現行法どおり裁決権者に帰属させてはどうか。

また、現行法どおり、執行不停止の原則を維持し、執行停止の原則が必要と認めるときは個別法において特例として認めてはどうか(国税通則法第 105 条第 1 項、土地改良法第 87 条第 8 項等参照)。

(参照条文)

○ 国税通則法

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ。)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2～7 略

○ 土地改良法

(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)

第八十七条 1～5 略

- 6 第一項の土地改良事業計画についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内とする。
- 7 前項の規定による異議申立てを受けたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(略)、第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第五項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。
- 8 国又は都道府県は、第六項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

【論点 3-2-② ㊦】

審理担当官の指名基準（条件）をどうするか。

A L J（行政法審判官）制度を参照した審理主宰者任用制度の創設の是非。

【検討の方向性】

- (ア) 実際に以下の条件で審理担当官を確保できるかについて、各府省ヒアリングで確認した上で、以下のいずれかとしてはどうか(行政手続法第 19 条、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 35 条第 1 項・第 7 項、第 56 条、電波法第 99 条の 14、人事院規則参照。具体例として、国土交通大臣が行政手続法第 13 条第 1 項に基づき行った建築士の免許取消しに係る聴聞において、聴聞主宰者に、処分担当課である住宅局建築指導課ではなく住宅局総務課の職員を指名した例がある。)

〔案 1〕 審理担当官は、行政部内における自己統制としての機能の観点から、行政組織の中における当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立した組織に所属する者の中から、裁決権者が指名する又は政令で定めるとしてはどうか。その上で、職能分離を図り、対審的構造を採ることに照らし、各府省において、審理担当部署を設けるなど審理体制を充実させることを検討するとしてはどうか。

〔案 2〕 不服申立ての審理は、裁決権者が指名する職員その他政令で定める者が担当することとし、聴聞主宰者に関する行政手続法第 19 条第 2 項の規定と同様、審理担当官の除斥事由を規定し、その一に「処分担当者」を規定してはどうか（再掲。論点 2-2-③参照）。

注) 例えば、原処分が地方支部部局で行われ、大臣が裁決権者になる場合、〔案 1〕では、地方支部部局の処分担当部署のみならず本省の当該案件を担当する部署に所属する者を指名することができないのに対し、〔案 2〕では、後者も指名が可能となる。

- (イ) 審理担当官（仮称）の制度上の呼称（論点2-2-③参照）については、
- a 行政手続法上の聴聞主宰者を参考に、審理を司る（主宰する）者であることを意味する「審理主宰者」
 - b 審理の責任を負うという観点から「審理責任者」
 - c 審理を担当する官職として「審理官」（ただし、地方公共団体については別途の考慮を要する）
- などの表現を検討してはどうか。

（参照条文）

- 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号総務事務次官通知）

第三 不利益処分関係

七 主宰者の指名（第十九条関係）

- 3 本条は、不利益処分を行う立場になる課等の責任者を主宰者に指名することを排除するものではないが、当該行政庁の組織等の態様等に応じ、当該責任者以外の職員を主宰者に充てることが可能である場合にあっては、国民の聴聞運営への理解に資する観点からは、当該責任者以外の職員を主宰者に指名するなど配慮することが望ましいと考えられること。

なお、運用上、主宰者を補助する職員を置いて補助的な業務（調書等の作成に関する経過の記録等）を行わせる場合には、同様の観点から、その聴聞に係る事案の調査検討に携わった職員以外の職員を充てるよう配慮すること。

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

2～6 略

7 審判手続（審決を除く。）の全部又は一部を行わせるため、事務総局に審判官を置く。

第五十六条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の囑託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続（審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。

2 前項の規定により指定された審判官(複数の者が指定された場合にあつては、そのうち指名された一人の者)は、公正取引委員会規則で定めるところにより、同項の規定に基づき公正取引委員会が行わせることとした審判手続に係る事務を指揮するものとする。

(平成 17 年法律第 35 号により本条追加)

○ 東京高判平 6・2・25 高民 47 卷 1 号 17 頁 (判時 1493 号 54 号)

公正取引委員会の一部の委員が、委員に任命される前に事務局審査部長として特定の事件の審査に深く関わっていた場合、当該委員は、審決に関与する資格を失う。当該委員が関与した審決は、審判者の公平を確保するという準司法手続に関する法の基本原則に反し違法であり、取消しを免れない。

○ 電波法

(審理官)

第九十九条の十四 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2 審理官は、前章(放送法第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する場合を含む。)に規定する審理又は第九十九条の十二、放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条に規定する意見の聴取の手続を主宰する。

3 審理官は、電波監理審議会の議決を経て、総務大臣が任命する。

○ 不利益処分についての不服申立て (人事院規則 13—1)

(公平委員)

第二十一条 公平委員は、人事官及び事務総局の職員のうちから、人事院が指名する。ただし、必要があると認めるときは、学識経験のあるその他の者を公平委員に指名することができる。

2 次に掲げる者は、公平委員となることができない。

一 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上その審査請求の対象となつた処分に関与した者

二 当事者の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である者又はこれらであつた者

三 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者

(3) 不服申立人の手続的権利

ア 現行制度

- (ア) 審理は書面審理を原則とし、不服申立人等の申立てがあったときには、不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（行審法第 25 条）。
- (イ) 審査庁は処分庁に対して弁明書の提出を求めることができ（同法第 22 条）、不服申立人は、これに対する反論書を提出することができる（同法第 23 条）。
- (ウ) 不服申立人（及び処分庁）は、証拠書類等を審査庁に提出することができる（同法第 26 条）。
- (エ) 不服申立人は、処分庁から提出された証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない（同法第 33 条第 2 項）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 不服申立人の攻撃防御のための権利を十分なものとするために、⑦争点が高なのか、⑧処分庁が何を根拠に処分を行っているのかが明確にできるような手続を整備することが望ましい。このため、以下のようにしてはどうか（行審研報告書 p. 11-p. 12）。
 - a 現状の口頭意見陳述の中には、申立ての際に文書で提出した理由等を再度意見として口頭で繰り返すのみという意義に乏しいという意見も示されており、意見陳述の内容面でも工夫を行う必要がある。
 - b 対審的な構造の下、口頭意見陳述の機会を付与する場合に、処分庁側の職員に対する申立人の質問権を認めてはどうか。また、口頭意見陳述を行わない場合にも処分庁側が弁明書を提出し、不服申立人が反論書を提出することができることとしてはどうか。
 - c 口頭意見陳述の日程設定が事務処理の遅延原因となっていることから、行政手続法第 15 条第 1 項を参考に、処理の迅速化のための措置を検討する必要がある。
 - d 不服申立人に対して、行政手続法第 18 条を参考に、処分庁から提出された書類に限ることなく、処分関係書類全般の閲覧を認めることが適当であり、謄写についても一般的に認めるかについて検討する必要がある。
- (イ) 処分庁は、弁明書と証拠の提出を除き、審理手続の上で当事者として前面に登場してこないのが職権調査権が働くことになり、かつ、審理対象が特定されていないので、審査請求人の主張外事項について職権調査で収集した新たな証拠を基礎として処分を維持する可能が残されている（事後救済研報告 p. 22）。

- (ウ) 口頭意見陳述の機会付与と不服申立人に対する審尋とは必ずしも連携することまで求められていない。また、審査請求の場合において、処分庁が出席し、不服申立人の主張や挙証に対して説明を行うことは当然には予定されていない。これらのことから、審査請求・異議申立て共に、争点事項を明確にすることができる構造に必ずしもなっていない（事後救済研報告書 p. 23）。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 3-3-① ㊄】

不服申立人の攻撃防御のための権利を十分なものとするための争点整理手続についてどのように規定するか。

【検討の方向性】

- (ア) 審理担当官は、不服申立てがあったときは、不服申立人の手続的権利保障を十分なものとしつつ審理を適正かつ迅速に行うために、原則として、一定の期間を定めて、職権主義的な争点及び証拠の整理を行い、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならないとの規定を設けてはどうか（民事訴訟法第 147 条の 3 第 1 項、刑事訴訟法第 316 条の 2 第 1 項、第 316 条の 3、刑事訴訟規則第 217 条の 2、南博方・紛争の行政解決手法 112 頁参照）。
- (イ) 審理担当官は、争点及び証拠の整理手続において、不服申立人及び処分庁（担当者）双方を出頭させて陳述させるのを原則とし（前掲南 112 頁参照）、不服申立人が質問を発することを許容し（後掲論点 3-3-④⑤参照）、必要に応じ、相当の期間を定めて不服申立書に対する処分庁の答弁書（現行行審法第 22 条第 1 項の弁明書に対応するもの）及びそれに対する不服申立人の反論書等の書面や処分に関係する証拠の提出を命じるなどの方法により行うものとするとはどうか（刑事訴訟法第 316 条の 2 第 2 項参照）。
- (ウ) 審理担当官は、争点及び証拠の整理手続における結果を踏まえて審理計画を策定する際、審理予定期間を定めなければならないとはどうか（「4 申立期間及び審理期間(2) 審理期間」参照）。
- また、主張書面の提出及び口頭意見陳述の申出は、審理計画の範囲内でしなければならないことを規定してはどうか（刑事訴訟法第 316 条の 32、刑事訴訟規則第 217 条の 28 参照）。

（参照条文）

○ 行政事件訴訟法

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分取消しの訴えを提起することができる。
 - 一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 二及び三 略
- 3 略

○ 民事訴訟法

(審理の計画)

第四百七条の三 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

- 2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 争点及び証拠の整理を行う期間
 - 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
 - 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
- 3 第一項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。
- 4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第一項の審理の計画を変更することができる。
(平一五法一〇八・追加)

○ 刑事訴訟法

第一節の二 争点及び証拠の整理手続

第一款 公判前整理手続（第一目 通則）

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

- ② 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

- ② 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、

裁判所に進んで協力しなければならない。

(平一六法六二・追加)

第三百十六条の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

② 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

(平一六法六二・追加)

○ 刑事訴訟規則

(審理予定の策定・法第 316 条の 2 等)

第二百七条の二 裁判所は、公判前整理手続においては、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように公判の審理予定を定めなければならない。

2 訴訟関係人は、法及びこの規則に定める義務を履行することにより、前項の審理予定の策定に協力しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

(審理予定に従つた公判の審理の進行)

第二百七条の二十八 裁判所は、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、公判の審理を当該公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従つて進行させるように努めなければならない。

2 訴訟関係人は、公判の審理が公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従つて進行するよう、裁判所に協力しなければならない。

(平一七最裁規一〇・追加)

【論点 3-3-② ㉔】

不服申立人から口頭意見陳述の申立てがあつたときには、必ずその機会を与えなければならないこととするか。

口頭意見陳述の審理指揮に関する規定を置く必要はないか。

【検討の方向性】

口頭意見陳述の申立ては、争点整理の段階で行うものとし、口頭意見陳述の申立てがあつた場合、原則として、口頭意見陳述の機会を与えることと

してはどうか。

ただし、刑事訴訟法第 295 条等を参考に、口頭意見陳述の実施時において、口頭意見陳述の内容が既に不服申立書等として提出されている事項と重複している場合や、審理に無関係な事項や争点の整理時に争点としていない事項に係るものである場合などには、審理担当官がこれを制限することができることとしてはどうか。

(参照条文)

○ 刑事訴訟法

第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

2～4 略

【論点 3-3-③ ㊸】

口頭意見陳述は本案審理についてのみ認められるか、要件審理についても認められるか。

【検討の方向性】

不服申立期間の明らかな経過、補正不可能な請求書の方式違反など客観的に明らかな形式的瑕疵を除き、不服申立適格など不服申立ての適法要件についても口頭意見陳述を認めることとしてはどうか。

【論点 3-3-④ ㊸】

不服申立人の処分庁（処分担当者）に対する質問権を認めるか。

質問への回答義務を規定することは必要か。

当該質問権の広範な付与は、「迅速な審理」の要請と相反することとなり得るので、申立ての内容、処分の性質（当該処分により重大な権利利益の侵害を被るものなどに限定）、大量処分の分野など、ケースに応じて、柔軟・多様なものとする余地はないか（例えば、審理担当者の判断による書面主義の選択、処分庁の代理人による参加、審理担当者への審理指揮権、審問廷秩序維持権限の付与など）。

【検討の方向性】

審理にとって必ずしも有用とはいえない質問が行われ、これに対する回答準備に時間を要した結果、審理が遅延することも想定されることから、行手法第 20

条第2項を参考に、不服申立人は、審理担当官の許可を得て処分庁に対し質問を発することができるとしてはどうか。

【論点3-3-⑤ ㊸】

処分庁による意見陳述・質問権について規定する必要はないか。

【検討の方向性】

処分を行った処分庁側に、不服申立人に対する意見陳述・質問を認める必要性に乏しいことから、認めないこととしてはどうか。

一方、審理担当官には、争点整理や審理のために必要があると認めるときは不服申立人に対する釈明権を行使することができるとしてはどうか。

【論点3-3-⑥ ㊸】

口頭意見陳述の日程設定が事務処理の遅延の一つの原因となっているため、処理の迅速化の観点からの措置にはどのようなものが考えられるか。

【検討の方向性】

審理担当官が不服申立人等の意見を聴いた上で、口頭意見陳述の期日を指定することとして(行政手続法第15条第1項参照)、当事者が円滑な期日指定に協力するとの努力義務を規定してはどうか(前掲刑事訴訟法第316条の3第2項)。

不服申立人が正当な理由なく指定された期日に出頭しなかったときや期日への出頭が相当期間見込めないときは、行政手続法第23条の規定を参考に、審理担当官は、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに口頭意見陳述を実施することなく審理手続を終結することができることとしてはどうか。

【論点3-3-⑦ ㊸】

申立人から参考人陳述、物件提出、検証等の申立てがあった場合の審査庁(審理担当官)の権限・義務についてどう規定するか。

【検討の方向性】

審理担当官は、参考人陳述等の申立てがあった場合、これに応じる義務はなく、それが必要であると認めたとときに実施するとしてはどうか(名古屋高裁昭和48年2月27日判決・判時710号48頁参照)。

【論点 3-3-⑧ ㊸】

処分庁及び第三者に対する資料提出要求権を規定するか。規定する場合、提出期限を設定するか。

【検討の方向性】

(7) 第三者に対する関係では、現行行審法第 28 条と同様、提出の強制力を伴わない提出要求に関する規定を設けてはどうか。

処分庁に対する関係では、審理担当官は、必要と認めるときは、提出の強制力を伴う資料提出要求に関する規定を設けてはどうか（なお、閲覧の対象となるか否かについては論点 3-3-⑨参照）。

(4) 審理担当官は、資料提出を要求する際、提出すべき相当の期間を定めるとし、提出を求められた者は、その期間内にこれを提出しなければならないとの規定を設けてはどうか（行審法第 26 条ただし書参照）。

【論点 3-3-⑨ ㊸】

行政不服審査制度が達成すべき目標との関係で、処分関係資料に関する閲覧制度の趣旨をどのように位置付けるか。

不服申立ての審理の対象資料の閲覧制度について、どのように規定するか。閲覧を拒むことができる条件をどのようにするか。

【検討の方向性】

(7) 処分関係書類全般を対象とする閲覧制度は、不服申立人の攻撃防御権を十分に発揮し、より簡易迅速な手続による権利救済を実現するための前提と位置付けてはどうか。また、不服申立ての審理に用いられた証拠資料を訴訟に利用できるとの観点も考慮してはどうか（後掲論点 3-4-②、事後救済研報告書 20 頁参照）。

(4) 処分庁は、争点・証拠整理手続において、原処分に関係し、その適法・違法及び当・不当の判断に必要な資料を審理担当官に提出しなければならないこととし、不服申立人は、審理担当官に対し、それらの資料の閲覧を求めることができるとしてはどうか。

また、審理担当官が職権で得た資料についても、審理の対象と無関係であるものを除いて、審理担当官は、資料を収集した旨を当事者に告知し、原則閲覧の対象とするとしてはどうか。

(4) 審理担当官は、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」は、閲覧を拒むことができるとしてはどうか（行審法

第33条第2項ただし書。なお、民事訴訟法第220条第4号ロ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条各号参照）。

（参照条文）

○ 民事訴訟法

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

イ、ハ～ホ 略

（平一三法九六・一部改正）

○ 情報公開法

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～六 略（以下、各号の要旨を記載）

一 個人に関する情報

二 法人その他の団体等に関する情報

三 国の安全又は外交等に関する情報で開示に支障があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 犯罪関係等公共の安全・秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関等の内部又は相互間における審議等に関する情報

六 国の機関等が行う事務又は事業に関する情報

【論点3-3-⑩ ㊸】

処分関係資料に関する謄写を不服申立人に認めるか。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

〔案１〕 謄写を認める。

〔案２〕 閲覧対象を拡大することにより不服申立人の手続保障を図ることができると考えられるほか、謄写費用の負担の問題もあるため、謄写については規定しない。

3 審理手続

(4) 事前・事後の手続を統一的に把握する視点

ア 現行制度

昭和 37 年の行審法施行時には行政手続法は制定されておらず、両者を統一的に把握する視点は必ずしも考慮されていなかった。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

(7) 行政機関と国民との間の紛争の予防と解決の仕組みとしては、事前手続の整備と司法救済手続の充実を基本に据えるべきであり、その意味で事後救済手続の意義は相対的に限定されるものと考えられる。

しかしながら、事前手続と事後救済手続は、共に、行政権の作用であり、かつ、対国民との関係で紛争の発生を予防・解決を図ることにあるので、全体で国民の手続的保証の機会が確保されることが重要であることから、事前手続と事後救済手続を通じて均整のとれた適正な行政手続を確保し、また、裁断者の第三者性など争訟性を高めていくという裁判所との関係における司法救済手続の補完という観点から、事後救済手続の意義を発揮することが求められている（事後救済研報告書 27、28、32、33、42 頁）。

(4) 弁明相当処分であって行政手続法第 29 条第 1 項所定の弁明書の提出があった場合には、この活用を図るなど、手続の合理化を検討すべきである（行審研報告書 p. 12）。

(ウ) 不服申立ての段階で紛争を解決することは、国民の負担軽減に資するだけでなく、裁判所の負担を軽減することになる。また、不服申立ての段階で争点事項が明確にされ、かつ、事実認定のための証拠が収集されていると、裁判所の審理負担を軽減することになる（事後救済研報告書 20 頁）。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 3-4-① ㉔】

手続の合理化としてどのようなものを探るべきか。

【検討の方向性】

(7) 弁明相当処分であって行政手続法第 29 条第 1 項所定の弁明書の提出があった場合には、不服申立ての審理において、処分庁にその提出を義務付けることとしてはどうか。

なお、行政手続法上の弁明書と区別するために、現行行審法第 22 条第 1 項所定の「弁明書」の用語を変更してはどうか（例えば「答弁書」等）。

- (イ) 聴聞を経てされた不利益処分については、処分庁に、上記の書面（現行行審法第 22 条第 1 項所定の「弁明書」）の提出に併せて、行政手続法第 24 条所定の聴聞調書及び報告書の提出を義務付けることとしてはどうか。
- (ウ) 行政手続法第 29 条第 1 項所定の弁明書又は聴聞調書及び報告書が提出される場合、処分庁は、それらの内容を引用し、簡潔な内容の書面（現行行審法第 22 条第 1 項所定の「弁明書」）を提出するよう努めると規定してはどうか。

【論点 3-4-② ㉔】

行政事件訴訟法との連続性がある手続とするためにどのような規定を設けるべきか。

【検討の方向性】

- (ア) 訴訟において不服申立ての審理結果が生かされるよう、裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとしてはどうか（民事訴訟法第 253 条参照）。
- a 主文
 - b 事案の概要
 - c 争点
 - d 理由
 - e 主文及び理由の根拠とされた証拠（標目）
- (イ) 不服申立審理の結果を訴訟に生かすことができるようにするためにも、不服申立ての段階で争点事項を明確にするとともに（論点 3-3-①）、不服申立人が事実認定のための証拠を収集・確認できるような審理手続（論点 3-3-⑦～⑨）を構築してはどうか。

（参照条文）

○ 民事訴訟法

（判決書）

第二百五十三条 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 事実
- 三 理由
- 四 口頭弁論の終結の日
- 五 当事者及び法定代理人
- 六 裁判所

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

3 審理手続

(5) 裁決・決定

ア 現行制度

- (ア) 審査請求及び再審査請求に対して審査庁が応答する行為を「裁決」といい(行審法第 40 条、第 55 条)、異議申立てに対して処分庁が応答する行為を「決定」という(同法第 47 条)。
- (イ) 裁決・決定には、不服申立てを不適法として却下するもの(行審法第 40 条第 1 項、第 47 条第 1 項)、不服申立てが理由がないとして棄却するもの(同法第 40 条第 2 項、47 条第 2 項)、不服申立てが理由があるとして一定の是正措置を宣言するもの(同法第 40 条第 3 項ないし同条第 5 項、47 条第 3 項・第 4 項)がある。
- (ウ) 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言し、当該審査請求を棄却することができる(事情裁決・事情決定、行審法第 40 条第 6 項、第 48 条、第 56 条)。

イ 問題の所在(指摘されている事項等)

「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止に伴い、裁決・決定の一本化を図るとともに、義務付け的なものを認めるなど柔軟な対応を可能としてはどうか(行審研報告書 p. 12、13)。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 3-5-① ㊸】

処分庁又はその上級行政庁とはいいい難い「第三者機関」又は「処分担当部署(課室等)と別の部署の担当者」である審理担当者が、理論上、また事実上(特に、後者は専門性も有しないことから)、「義務付け的なもの」の命令を発するべきか否か判断することはできるか。

【検討の方向性】

義務付け的なものについては、「5 処分に関する新たな救済態様」において検討することとしてはどうか。

【論点 3-5-② ◎】

事情裁決の見直し。

【検討の方向性】

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 84 号）において、行政事件訴訟法第 31 条の事情判決についての規定は維持されており、最近でも事情裁決の実例が存在することから、現行行審法の事情裁決・決定の規定を維持することとしてはどうか。

（参照条文）

○ 行政事件訴訟法

（特別の事情による請求の棄却）

第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

（参考事情裁決例）

○ 建築基準法第 6 条の 2 に基づく建築確認処分についての審査請求を棄却したが、同処分が違法と宣言した事案（東京地方裁判所平成 17 年 11 月 21 日判決・判例時報 1915 号 34 頁において摘示）。

○ 土地区画整理法 103 条に基づく換地処分についての審査請求を棄却したが、同処分が違法と宣言した事案（横浜地方裁判所平成 16 年 4 月 7 日判決・判例地方自治 256 号 34 頁において摘示）。